

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和6年福津市教育委員会第7回定例会
開 催 日 時		令和6年7月25日(木) 午前 9時30分から 午前 11時03分まで
開 催 場 所		福津市役所 別館1階大ホールABCD
委 員 名		(1) 出席委員 青木委員、農崎委員、田中委員、 村井委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		石津教育部長、吉住教育部理事兼主幹指導主事、吉崎 教育総務課長、芹野郷育推進課長、占部文化財課長、 鵜口主幹兼指導主事、木村指導主事兼教育指導係長、 内兼久総務企画係長
会 議	議 題 (内 容)	・日程第 1 開会の宣言 ・日程第 2 会議録署名委員の指名について ・日程第 3 議案第36号 福津市立小中学校給食費の改訂に係る諮問について ・日程第 4 議案第37号 福津市立中学校における令和7年度から使用する教科用図書の採択について ・日程第 5 議案第38号 教育委員会が出席する小学校新設(宮司2・3区)に係る説明会の開催についての請願について ・日程第 6 議案第39号 周辺地域の被害軽減について教育委員会判断を求める請願書について ・日程第 7 議案第40号 福津市教育委員会委員の辞職の同意について ・日程第 8 諸報告 ・令和6年6月議会について ・今後のスケジュールについて ・日程第 9 閉会の宣言
	公開・非公開の別	☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に該当するため。

	傍 聴 者 の 数	2 2 名
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
会 議 録 署 名 委 員		青木委員
		農崎委員
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
内兼久係長：教育長不在の間の会議の進行は、教育長職務代理者である青木委員にお願いしたい。 青木委員：本日の会議には、22名の方から傍聴の申出があっている。 福津市教育委員会会議規則第13条では、会議は公開すると規定している。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可する。 事務局、入室をお願いする。 （傍聴人入室） 会場の傍聴については、福津市教育委員会会議傍聴人規則に基づき実施する。 ここでお諮りする。報道機関の方から撮影の申し出があっている。撮影を許可することについて異議がある方はいるか。 異議が無いようなので、撮影を許可することに決定する。 会議の妨げとなるような行為については控えるようお願いする。 また、一般の傍聴の方については、会議の様子の録画、録音、撮影も断る。守っていただけない場合は退場を命じることもあるのでご了承ください。 日程第7、議案第38号福津市教育委員会委員の辞職の同意については、人事に関する案件となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議内容を非公開にすることを諮る予定。この場でお伝えする。 1 日程第1 開会の宣言 青木委員：構成委員4名のうち、ただいまの出席数は4名で、定足数に達し教育委員会は成立するため、令和6年福津市教育委員会第7		

回定例会を開催する。
直ちに会議を開く。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおり。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

青木委員：福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私青木と農崎委員で確認、署名することとする。

3 日程第3 議案第36号 福津市立小中学校給食費の改訂に係る諮問について

青木委員：事務局に説明を求める。

（石津部長が議案第36号、福津市立小中学校給食費の改訂に係る諮問について、会議資料を用いて説明）

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

農崎委員：現在の給食費は1食あたりいくらか。

石津部長：小学校については令和4年度から1食270円、中学校については1食330円で設定し、払っていただいている。

田中委員：意見だが、やはり物価が高騰しており厳しい現状だと思うが、経済的に苦しい家庭に対する支援等も話し合っていたきたい。

石津部長：経済的に苦しい世帯については、就学援助の制度によってフォローしていくことになると考えている。

給食費については、学校給食法で、給食の食材費については保護者が負担すると決まっているため、そこで金額的な決定をするが、経済的に苦しい世帯については就学援助等の部分でフォローされると認識している。

田中委員：同時にしっかりとしたフォローをしていっていただきたい。

青木委員：他にないか。

無いようなので、質疑を終結する。

これより、議案第36号を採決する。

議案第36号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

（全員賛成）

全員賛成である。よって、日程第3、議案第36号 福津市立小中学校給食費の改訂に係る諮問については、原案のとおり可決された。

4 日程第4 議案第37号 福津市立中学校における令和7年度から使用する教科用図書の採択について

青木委員：事務局に説明を求める。

（石津部長が議案第37号、福津市立中学校における令和7年度から使用する教科用図書の採択について、会議資料を用いて説明）

青木委員：本案に対する質疑を受ける。

無いようなので質疑を終結する。

これより議案第37号を採決する。

議案第37号は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。よって、日程第4、議案第37号 福津市立中学校における令和7年度から使用する教科用図書の採択については、原案のとおり可決された。

5 日程第5 議案第38号 教育委員が出席する小学校新設（宮司2・3区）に係る説明会の開催についての請願について

青木委員：事務局に説明を求める。

（吉崎課長が議案第38号、教育委員が出席する小学校新設（宮司2・3区）に係る説明会の開催についての請願について、会議資料を用いて説明）

青木委員：福津市教育委員会請願処理規則第5条では、教育委員会が必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができると規定している。

請願者本人から趣旨説明をしていただく必要がある場合は請願者本人に出頭を求めたいと考える。

なお、請願者本人から趣旨説明の希望があっている。

請願者本人から、直接その趣旨を述べさせる必要があるかどうかについて何かご意見等はあるか。

農崎委員：希望があるならお伺いしたい。

青木委員：それでは、請願者本人から直接請願の趣旨を説明していただくこととする。

請願者は請願者席へ。

5分以内での説明をお願いします。

請願者：請願について説明させていただく。

請願の趣旨は、現在福津市が抱えている最大の課題である小学校新設についての説明会を市長と教育委員会は地域住民対象に2回、一般対象には1回実施している。

しかし、6月30日に開催された一般市民対象の説明会は、教育部の不手際により、市長への質問時間がわずか1時間程度となっている。

多くの出席者が質問や意見を述べる機会を得ず、閉会となった。これは皆さんご存じだと思う。

小学校の新設はまちづくりの根幹をなすもの。市にとって最も重要な事業の一つであり、設置場所、学校及び周辺住民の安全性、必要とする建設経費、将来の児童生徒数などについて、

市民も参画し詳細に検討しなければならないと考える。

その際は我々市民も「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」第9条第1項に「市民及び事業者等は、自由及び平等な立場でまちづくりに参画する権利を有するものとする。」という規定に基づき、本件について意見を陳述し質問を行うことができる。

前述の市民対象説明会の開催は、その数少ない機会だったが、教育部は時間を理由に多くの市民の意見、質問を遮断し、何の配慮もせず、一方的に説明会を終了した。

この行為は、同条第2項の「市は、まちづくりの基本となる施策の立案にあたっては、意見聴取その他多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民及び事業者等が参画する機会を確保することに努めなければならない。」と書いてある。これを蔑ろにする違反行為だと私は考える。

よって、早急に市民の意見、質問に十分に対応できる時間を有する市民対象の説明会の開催の必要がある。

また、教育委員の出席を求める理由は、教育長は常勤だが、教育委員が非常勤でありながら、地方教育行政を合議制で決定する権限と責任がある。そういう責任があった上で市民対象の説明会に出席し、直接市民の意見、質問の内容を把握することにより、より教育行政の執行権者としての判断が向上すると私は考える。以上がこの請願の趣旨。

請願項目については、先程教育部が述べていたが、一つ目は、可及的速やかに小学校新設（2・3区）についての「市民対象の説明会」を開催すること。二つ目が、教育行政の責任者である教育委員の説明会への出席を求めること。この二つ。以上で終わる。

青木委員：事務局から何かあるか。

吉崎課長：請願項目1の可及的速やかに小学校新設（2・3区）についての市民対象の説明会を開催することについて、「福津市みんなですすめるまちづくり基本条例」については、誰もがまちづくりの担い手となり、知恵を出し、語り合い、共に行動し、みんなの思いが反映された住みよいまちづくりをすすめるための理念条例として制定されたもの。

請願の趣旨で述べられている、市民参加における第9条第1項は、福津市のまちづくりの観点からも非常に重要な規定であると認識している。

学校建設事業については、全国でまれにみる人口増加により児童・生徒も急増している中で、教育環境への影響の問題から、市の喫緊の課題として、実施すべき事業であるもの。しかし、この間、利害関係の範囲や内容、それぞれの状況も異なっており、多種・多様なご意見がある中で、令和2年10月に竹尾緑地への新設校建設案が凍結となり、令和4年11月の小学

校1校の建設調整まで、多くの時間を要し、その間も教育環境への影響は厳しさを増しており、これ以上の児童生徒の学習環境の影響悪化は避けなければならない状況となっている。

このような状況の中、建設地に関して全てにおいてベストな場所ではないかもしれないが、災害時の対応、過大規模校の解消、校地必要面積の確保、徒歩での通学、都市計画や農地法、道路状況、今後の児童・生徒数の推計、開校までのスケジュール、事業費など、様々な要因から総合的に判断し、宮司地区の当該地へ盛土による造成を行い、建設することとし、市民の代表である市議会議員で構成される市議会で、関連する予算や、契約議案を議決いただき、市としての意思決定を行っていただいていると思っている。

また、同条第2項に規定されている、市民及び事業者等が参画する機会を確保することに努めなければならないということについては、市民説明会の場面だけでなく、学校建設の基本設計時にもワークショップを開催し、地域の皆様をはじめ、児童、教職員等のご意見をいただき、設計には反映しており、今後もしもご意見やご質問をお受けしたいと考えている。

教育委員会事務局として、学校建設に係る説明内容は、6月30日に開催した説明会から変わる点もなく、内容についてはホームページにも掲載しており、追加で説明会を開催する予定はない。

請願項目2について、教育行政の責任者である教育委員の説明会への出席を求めることについて、教育委員会は、構成する各教育委員の合議により、行政方針やその他重要事項を決定する合議体であり、説明会は教育委員会で決定された方針に基づく具体的な事務の執行であるため、今後においても教育委員の出席は考えていない。

青木委員：請願の項目が2項目あるため、まず請願項目1についてご意見や関連する質疑を受ける。

無いようなので請願項目1について審議を終結し確認する。

議案第38号の請願項目1、可及的速やかに小学校新設（宮司2・3区）についての「市民対象の説明会」を開催することを採択すべきと思われる方は挙手願う。

（全員反対）

全員反対である。

次に請願項目2に対するご意見や関連する質疑を受ける。

無いようなので、請願項目2について審議を終結し、確認する。

議案第38号の請願項目2、教育行政の責任者である教育委員の説明会への出席を求めることを採択すべきと思われる方は挙手願う。

（全員反対）

全員反対である。

以上を踏まえて請願項目 1 及び 2 については採択すべきでないということになったため、議案第 36 号を不採択とすることに賛成の方は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

よって、日程第 5、議案第 38 号教育委員が出席する小学校新設（宮司 2・3 区）に係る説明会の開催についての請願については、不採択と決定した。

6 日程第 6 議案第 39 号 周辺地域の被害軽減について教育委員会判断を求める請願書について

青木委員：事務局に説明を求める。

(吉崎課長が議案第 39 号、周辺地域の被害軽減について教育委員会判断を求める請願書について、会議資料を用いて説明)

青木委員：福津市教育委員会請願処理規則第 5 条では、教育委員会は、必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができると規定している。

請願者本人から趣旨説明をさせる必要がある場合は、請願者本人に出頭を求め、本件は次回以降の継続審議とさせていただきたいと考えるが、請願者に対して出頭を求め直接その趣旨を述べさせる必要があるかどうか、ご意見はないか。

農崎委員：請願を出されたご本人の希望がなければ、書面で趣旨は理解できるため、出頭の必要はないと考える。

青木委員：それでは、請願者本人の出頭を求めず、このまま審議を進める。

請願について、事務局から何かあるか。

吉崎課長：まず、請願事項 1、株式会社建設技術研究所の提案に従って、休耕地を利用して貯水池をつくった場合、周辺地域がどの程度被害を軽減できるかの洪水浸水想定区域図を出してください。もしそれが周辺地域の被害低減にとって有効な手段だと判明しましたら、その実現に向けて動いてください。について、株式会社建設技術研究所の提案である「休耕地等を利用し貯留施設等の整備を行い、影響軽減を図ること」については、手光今川水系に係る想定し得る最大規模の降雨、年超過確率 1000 分の 1 に対しての広い範囲の洪水浸水想定区域全体のハード面での整備となっている。これは、国も『新たなステージに対応した防災・減災のありかた』の中で、「最大クラスの外力（大雨等）を想定して対策を進めることが大切である。しかしながら、そのような外力に対して施設によって守り切ることは、財政的にも、社会環境・自然環境の面からも現実的でない」と示しているように、現実的に行っていくことは厳しいと考えてい

る。教育委員会事務局としては、学校建設事業の範囲が及ぶ学校敷地内における対策の検討を考えており、そのような応答となった。

続いて、請願事項 2、株式会社建設研究所の提案に従って、地盤高を約 2 m から約 1.7 m の 30 cm 以上下げることが可能かどうか、第三者である河川、土木、建築等の学識経験者の見解を聞いて判断してください。もしそれが可能だと判明しましたら、その実現に向けて動いてください。について、株式会社建設技術研究所の提案である「グラウンドや駐車場の地盤高は、現計画よりも 30 cm 以上下げるとは可能か」については、想定し得る最大規模の降雨に対する対策として、提案いただいたものと判断している。この軽減案の 30 cm については、下流の調整池に接続する水路の高さの限界レベルであり、これ以上下げることになると、学校敷地内への降雨を一時貯水する調整池の機能を十分に活かすことができない点や、場合によっては、調整池が満水になる前にグラウンド等の内水浸水が発生し、リードタイムが取れず、直接河川へ溢れた水が流入することとなるため、そのような応答となったもの。

続いて請願事項 3、周辺の浸水深をしっかりと低減できるかもしれない株式会社建設技術研究所の 2 提案について、教育部が、この建設結果に最も責任を負うことになる教育委員会に報告しなかったのはなぜでしょうか。教育委員会の判断を求めることなく、これらの提案を「採用しない」と独断で決めた理由について、関係した職員に対し事情聴取を行ってください。については、教育部として、判断した理由については、請願事項 1 及び 2 で述べた内容のとおり。なお、この事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 2 項第 1 号に規定されている「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。」により決定された方針に基づく、具体的な事務の執行と捉えている。

青木委員：請願の項目は 3 項目あるため、まず請願事項 1 に対するご意見や関連する質疑を受ける。

村井委員：2 点ある。1 つは意見。

1 点目は、先程事務局から説明があった学校建設事業の及ぶ範囲は、学校敷地内における対策の検討を考えているということだったが、その対策案について説明していただきたい。

2 点目は、手光今川水系全体における抜本的なハード面の整備について、普段の防災や治水等を行っている市役所内の各部署の所管するところであり、教育委員会の範疇を越えていると私は考えており、その部分の判断がとても難しい。

市役所全体で各部署での対応をお願いしたい。

吉崎課長：1 点目の、学校敷地内での対応の検討については、先ほど 30 cm というところがあったが、当初計画高よりもグラウンド、駐

車場について30cm下げて造成工事を行うということを敷地内での対応と考えている。

青木委員：他にないか。

田中委員：私は学校にずっと携わってきて、教育委員としても、学校を訪問させていただいた。過大規模校の子どもたちは、地震やそれ以外の災害が起こったとき、どのようにしていくかということ、校長先生と話させていただいている。

また、保護者からの、この過大規模な状態を解消してほしいという声も多く聞く。

その中で先程説明があったように、学校の担う役割や、その場所に学校が建つことについて、様々なリスクがあるということ、この請願が出ていることは理解できる。

しかし、リスクを少しでも減らすために、新設小学校が地域の安全施設であり、避難所、またそういった防災の拠点になればと教育関係者として考えている。

対策については、学校内の対策と、地域に対する対策をやっていただきたい。

ただ、問題は、先程別の委員からも話があったように、児童生徒数の推計などについては、市の総合的な観点が必要なのではないかと考える。

先程の請願の中で、説明会について、教育委員会の説明会はまだ既に行っているということを聞いている。しかし、その説明会に対する不満もあると思うので、もう少し市が前面に出ていただきたい。やはり学校建設は市が進めている大きな事業であり、教育課題でもあるので、市がトップとなって前面できっちりと説明していく必要性があると考えます。

子ども達の安全という面についてもしっかりと頭に入れて、この建設を進めていきたい。

前回の臨時会で、退場するときに、川の事故で子どもが亡くなったという大きな声が聞こえてきたが、それはとても響いているし、実際に自分の教え子も川の事故で亡くなっている。だから、決して軽視はしていない。しっかりと対策を練りながら建設を進めていきたい。

私自身、教育委員に就任してまだ日が浅いが、この学校建設問題には多くの時間が費やされており、さまざまなところにご迷惑をかけているということは事実だと捉えている。

学校関係者にもご迷惑をかけている。そういったことも考えて、やはり、行政のトップである市が、もう少し前面に出て、話し合いをすべきだと考える。

青木委員：他にないか。

無いようなので、請願事項1について審議を終結し、確認する。

議案第39号の請願事項1、株式会社建設技術研究所の提案

に従って、休耕地を利用して貯水池をつくった場合、周辺地域がどの程度被害を軽減できるかの洪水浸水想定区域図を出してください。もしそれが周辺地域の被害低減にとって有効な手段だと判明しましたら、その実現に向けて動いてくださいますかを採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

次に請願事項２に対するご意見や関連する質疑を受ける。

農崎委員：先程請願事項２で吉崎課長が説明されていた、調整池の機能を十分に活かすことができないというのはどういうことなのか説明していただきたい。

吉崎課長：調整池の機能を十分に活かすことができないというところについては、水路に流れる水面の高さが調整池の満水時の水面の高さより低くなることにより、調整池が満水になることなく、逆に、水路の高さを超える降雨量となれば、高い調整池へは水は流れず、内水浸水により溢れた水が直接河川へと流れていってしまうということ。

青木委員：他にないか。

無いようなので、次に請願事項２について確認する。

議案第３９号の請願事項２、株式会社建設技術研究所の提案に従って、地盤高を約２ｍから約１．７ｍの３０ｃｍ以上下げることが可能かどうか、第三者である河川、土木、建築等の学識経験者の見解を聞いて判断してください。もしそれが可能だと判明しましたら、その実現に向けて動いてくださいますかを採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

次に請願事項３に対するご意見や関連する質疑を受ける。

農崎委員：教育部が教育委員会の判断を求めることなく独断で決めた理由について、グラウンドや駐車場の地盤高を３０ｃｍ以上下げることについて、３０ｃｍが限界であるということには、学校敷地内の検討であること、先程説明していただいたが、調整池の機能を十分に果たせないことになる点からも計画内容に不具合が起きないように具体的な事務の執行だと捉えられると考える。

しかし、休耕地等を利用し、貯留施設等の整備をすることについて、教育部が独断で決めたと請願書には書いてあるが、これは事実なのか。

吉崎課長：独断でということではない。当然市長部局との調整も行っている。市としても、国も「最大クラスの外力に対して施設によって守り切れることは、財政的にも、社会環境・自然環境の面からも現実的でない」と示されているとおり、市の財政力では、現実的に市全域においても行っていくことはできない。事前避難や施設整備によらない平時の点検・確認等、ため池の低水管理

や県への河川の浚渫要望等のソフト面の対策と、ハード面では、内水浸水想定区域図を基に、浸水被害の発生状況や浸水リスク等を勘案して対応を検討するなど、ハード・ソフト一体となった対策を図っていく方針となっている。

農崎委員：それでは、市長部局とは調整を行っているということか。

吉崎課長：行っている。

青木委員：他にないか。

田中委員：やはり、教育だけの問題ではないと考える。推計など、市長部局との連携を図った上で業務を行っていると考えている。今後もその連携や調整を大事にして、進めていただきたい。

また、基本的には事務局から報告を受けており、その報告に基づいて私たちも判断しているため、職員に対する事情聴取は必要ないと考える。

今後とも必要に応じて教育委員として報告を聞いていきたい。ただ、市長部局との意見交換の場には直接入れないことが多いため、そういった報告は今後も引き続きお願いしたい。

最後に、先程も言ったように、これは大きな問題であり、このような請願を出すなど、心配に思っている方もたくさんいらっしゃるため、今後とも市長部局と調整を行い、また、市の姿勢についてもしっかりと説明する責任があると考えている。そういう面についても市長部局と話していただきたい。

青木委員：他にないか。

無いようなので、次に請願事項3について確認する。

議案第39号の請願事項3、周囲の浸水深をしっかりと低減できるかもしれない株式会社建設技術研究所の2提案について、教育部がこの建設結果に最も責任を負うことになる教育委員会に報告しなかったのはなぜでしょうか。教育委員会の判断を求めることなく、これらの提案を「採用しない」と独断で決めた理由について、関係した職員に対し事情聴取を行ってくださいを採択すべきと思われる方は、挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

以上を踏まえて、請願事項1から3まで全部採択すべきでないということになったため、議案第39号を不採択と決定した。

7 日程第7 議案第40号 福津市教育委員会委員の辞職の同意について

青木委員：日程第7、議案第40号福津市教育委員会委員の辞職の同意については、人事に関する案件となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議内容を非公開とすることを発議する。

審議内容を非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(全員賛成)

全員賛成である。

この案件については審議内容を公開しないことに決定する。

誠に恐れ入るが、傍聴の方は退出をお願いする。

(傍聴人退出)

(非公開部分)

田中委員：ただ今審議を行い、青木委員の辞職の申し出に対して、教育委員会として同意することとしたため、青木委員にお伝えする。

青木委員：非公開案件は以上。

事務局、傍聴人の入室をお願いする。

(傍聴人入室)

8 日程第8 諸報告

青木委員：令和6年6月議会について。

(石津部長が令和6年6月議会について、別紙を用いて説明)

青木委員：今後のスケジュールについて。

(内兼久係長が今後のスケジュールについて、会議資料を用いて説明)

9 日程第9 閉会宣言

青木委員：以上で本日予定していた議事日程は全て終了した。

これで令和6年福津市教育委員会第7回定例会を閉会する。